

| 会 議 記 録        |                                                                                                                                                          |                                |               |                     |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|---------------|---------------------|
| 会 議 の 名 称      |                                                                                                                                                          | 決 算 特 別 委 員 会<br>環 境 厚 生 分 科 会 |               | 会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 |
|                |                                                                                                                                                          |                                |               | 担 当 職 員 八 木         |
| 日 時            | 平 成 2 4 年 9 月 1 9 日 ( 水 曜 日 )                                                                                                                            |                                | 開 議           | 午 前 1 0 時 3 0 分     |
|                |                                                                                                                                                          |                                | 閉 議           | 午 後 4 時 2 3 分       |
| 出 席 委 員        | 眞 継 ○ 酒 井 苗 村 山 本 竹 田 吉 田 中 澤 立 花 明 田                                                                                                                    |                                |               |                     |
| 理 事 者<br>出 席 者 | 坂井病院事業管理者 野中管理部長 赤間病院総務課長 小笹医事課長<br>森環境市民部長 西田環境市民部理事 木村環境政策課長 中西環境総務係長 中川環境<br>クリーン推進課長 吉村環境クリーン推進課参事 野々口市民課長 八木市民課副課長 吉田<br>保険医療課長 西田保険医療課副課長 亀井国保給付係長 |                                |               |                     |
| 事 務 局          | 阿久根係長 八木                                                                                                                                                 |                                |               |                     |
| 傍 聴 者          |                                                                                                                                                          | 市 民 - 名                        | 報 道 関 係 者 - 名 | 議 員 - 名 ( )         |

## 会 議 の 概 要

### 1 開議

### 2 事務局日程説明

～ 1 0 : 3 2

### 3 議案審査

[ 理事者入室 ] 市立病院

( 1 ) 第 1 9 号議案 平成 2 3 年度病院事業会計決算認定

< 病院事業管理者 >

概略説明

< 病院総務課長 >

資料に基づき説明

～ 1 0 : 5 5

[ 質疑 ]

< 苗村委員 >

P24、収益費用明細書、医業外費用の項、雑損失の目において、予算では消費税の節が設けられていたが決算で設けられていないのはなぜか。また、消費税の負担額としてはいくらになるのか。

P20、重要契約欄の医事関連業務について、医療事務関連と考えるが人員数は。

< 管理部長 >

公営企業会計制度において、予算は税込、決算は税抜とするルールがある。予算は税を含み執行しなくてはならないので税込額を議決しておく必要がある。予算、決算における雑損失の相違は控除対象外消費税の関係。一部は予算執行、その他ほとんどの部分、控除対象外消費税も損失計上しなければならないことになっている。

そもそも医業収益については消費税導入時に、対価性があり本来は消費税の課税対象になるとのことであったが、政策的に医療費は非課税とされた。従って、いわゆる売り上げは非課税。ただし、仕入れの部分は課税されている。通常の場合、水道事業などは20億円の売り上げがあって課税売上が同額の20億あった場合、預かった消費税と払った消費税が同じになるので、事業体レベルでは消費税は還付も納付もない。しかし、医療事業の非課税部分は課税控除がないので、その分は雑損処理しなければならない。それが予算には出ていないが、決算における雑損失のうちの約3,000万円分である。病院全体で200万円ほど消費税を納めている。

雑損処理が診療報酬の改正等で大きな議論になっている。非課税にしたことで雑損処理しなければならないが、今5%の消費税で約3,000万円なので、消費税が8%、10%となれば当然に額が上がる。その部分を収益でカバーしなければならない。

つまり、控除対象外消費税、非課税に見合う収入に見合う課税仕入れの部分の消費税は雑損処理しなければならないことになる。

医事関連業務は仕様で業務を指定しているものである。業務に必要な人員は委託業者が判断して対応するものである。人員数を指定しているものではない。

< 苗村委員 >

委託業務に携わる実人員数は。

< 医事課長 >

12～13人/日である。ただし、月初等業務量が増加する時期は傾斜配置されている。月単位でみると20名程度が傾斜配分されていると理解されたい。

< 竹田委員 >

平均入院日数は、経営面に大きく影響すること。他病院では目標入院日数を掲げている状況も見たことがある。急性期病院なので事情はあろうが。

開業医が自身の患者を、病院の空いている病床に短期間入院させ治療するような仕組みがあるように聞いた。本市で実績はあるのか。

< 管理部長 >

H23年度は平均14.9日。月ごとに状況は異なり16.3日～13.2日。

< 病院事業管理者 >

介護病床で運用。開業医に登録いただき本院の医師と合わせて治療にあたる。開業以来数件の実績があるが、患者の金銭負担が増えることが課題。患者負担軽減を考慮した病診連携、病病連携は地域連携室で調整している。

< 竹田委員 >

経営面にも大きく関係する入院日数について、医師の思いはどうか。

< 病院事業管理者 >

本院は急性期病院であるのでレベルの高い治療を施し、早期回復、早期退院を目指すことが基本である。急性期対応として入院日数は17日以内という水準がある。また、診療科により日数に差がある。

< 明田委員 >

P23、収益費用明細書、給与の目中、節が給与、手当、賃金、報酬と分かれているが理由は。

決算を始めとする病院の経営状況について、医師及び医療スタッフ等への説明状況は。

< 病院総務課長 >

給与は常勤職員 113 名の給与費。手当は時間外手当、宿日直手当、特殊勤務手当など。賃金は医事課アルバイト職員、非常勤嘱託薬剤師 2 名、非定期派遣医師など。報酬は非常勤嘱託職員等。支出目的が違うので費目を別にしている。

< 管理部長 >

後の分析等のため性質別に分けている。一般会計も同様。

幹部による運営会議、主任以上による診療会議において決算の内容を詳しく説明している。詳細な内容は別にして、経営状況等について概要は把握いただいていると認識している。

< 明田委員 >

少なくとも院長、副院長は決算等について十分把握いただく必要がある。医業も忙しいであろうが。

< 病院事業管理者 >

運営会議、診療会議にほぼすべての医師が参加している。院長、副院長には会議以前に個別に説明している。また、多くの人員を抱える看護部長にも丁寧に説明している。

< 立花委員 >

P20、企業債及び一時借入金の概況及び P26、企業債明細書について、開設時の政府債の利率が高い。借換え等は出来ないのか。

P24、収益費用明細書、委託料の内訳は。

議会報告会でも市民から医師確保が課題とされた。開設診療科目で医師が確保できないことにより休診する状況があれば、医師が不足していることになると思う。本年 4 月にそのような状況があったと思うが。また、医師確保の具体的な取り組みは。

< 管理部長 >

政府資金は民間より金利が高めであるが安定しているメリットがある。他会計で 7%程度の高い金利があったがそれらには借換え制度が整備されていた。しかし、本院の 2%の資金は借換えの制度がない。当時としては低金利であったろうが現在では高いと言える。しかし償還期間が 30 年であることも考慮されたい。近年の縁故債は償還期間が短期間である。また、内部留保資金が運営資金の役割を果たしている。

< 病院総務課長 >

21 業務ある。

< 立花委員 >

資料提出を求める。

< 眞継委員長 >

資料提出を求める。

< 病院総務課長 >

後程、資料を提出する。

< 病院事業管理者 >

開設以来、常勤医師を配置している診療科は小児科、整形外科、消化器科、麻酔科、循環器科である。この中で常勤医師を確保できなかった期間があるものは、整形外科で平成 18 年 12 月から平成 19 年 4 月までの間。この期間は大学からの非常勤医師や本院外科の医師等により外来患者を対応したが、入院や手術の対応が難しかった。本年 4 月の件は大学から派遣いただいた医師が開業準備のためそのような状況になった。院長を始め数人は開業以来一貫して勤務い

ただいている。また、整形外科の主力である細川医師が大学人事の関係により 10 月 1 日付けで新しい医師に変わる予定である。医師確保の面から大学を最重要と考えることは当然だが、様々な方法を模索していきたい。現在内科医師 1 名が大学人事に関わらない医師である。

< 管理部長 >

100 床規模の定数は正確には定まっていないが、消化器内科で 1 名増、循環器科で 1 名増、小児科 1 名増程度は必要と考えており、その意味では医師が不足しているとも言える。医師が増えれば体制を充実させられる。

< 病院管理部長 >

医師の数については医療法施行規則第 19 条に一定の基準が定められており、その基準は満たしている。

< 立花委員 >

利用者の利便向上のため、ワゴン車等による馬堀駅等からの送迎等の独自の取り組みの考えは。東別院町で行った議会報告会では自治会長から市立病院は不要との強い意見を聞いた。

< 病院事業管理者 >

過去に検討したこともあった。実施するとは言えないが再度検討してみたい。

< 山本委員 >

看護師の定着率は。

出産後の看護師が職場に復帰しやすいように院内保育の考えは。

< 病院事業管理者 >

流動率も低く定着されていると考える。

現在では院内保育を必要とする状況まで至っていない。市内保育所等と連携を取り対応している。

< 中澤委員 >

地域別の患者数及び紹介の状況は。紹介に関わって開業医等との連携は。

救急状況は。採算に合わないということで救急医療分が一般会計から繰り入れされていることと合わせて状況は。

< 管理部長 >

独自に区分して分析している。篠・つつじ地区 53.1%、中部・西部・川東・南部 22.1%、亀岡地区 18.2%、その他市外 6%。人口によるクロス集計等を行っているので正確には言えないが、病院周辺部が多いと考えている。

紹介件数 2,183 件。紹介率は 21.3%。

救急車搬入は 586 件。H22 年度は 626 件。疾病構造等から一概に増減は判断できない。急患は 2,224 件。

< 病院事業管理者 >

情報紙ききょうでの紹介、病診連携懇話会の開催等で本院の提供医療を開業医に理解いただくことから広がっていくと考えている。

< 管理部長 >

改革プラン策定時に積算した。正確な積算は困難であったが人件費等の経費が約 2 億円、収益が約 4,000 万円である。採算は非常に厳しい。その差額を一般会計から繰り入れており、プラン以来継続している。

< 苗村委員 >

急患の受け入れ率は。

< 管理部長 >

受け入れ率の概念が存在しない。医師の専門性から他の医療機関を紹介した例はある。

< 苗村委員 >

肝炎検査に関わって市立病院では週に 1 回 30 分のみということである。拡大を求める肝炎友の会からそのような意見を聞いたが状況は。

< 管理部長 >

肝炎検査の具体的な内容はなにか。検査には様々種類があるが。

< 苗村委員 >

肝炎ウイルスである。

< 管理部長 >

B 型か、C 型か。京都府の制度か。

< 眞継委員長 >

苗村議員の質疑は決算審査に関わる内容であるのか。

< 苗村委員 >

決算審査に沿うように質疑する。実績人数等は。

< 管理部長 >

検査の種類は様々あり対象が把握できない。資料は今持ち合わせていない。

< 苗村委員 >

了解した。肝炎友の会から意見が提出される旨を聞いている。

< 竹田委員 >

大学病院等で病床が確保できない場合、関連病院に大学病院医師が出向き施術し治療にあたることもあるようである。本市で例はあるのか。

< 病院事業管理者 >

京都市内では例があるようである。本市でも症例によっては大学からの医師を派遣いただき共同して手術にあたる例はある。

< 竹田委員 >

本市では整形外科の施術例が多く看護師のレベルも高いと考えられるが。

< 病院事業管理者 >

医師が最重要である。

< 吉田委員 >

独自の医師確保の取り組みであるが府立医大との関係は考慮しているのか。

< 病院事業管理者 >

府立医大との関係は非常に重要と考えており、配慮して取り組んでいる。

< 眞継委員長 >

未収金の処理について、過年度未収金が約 1,300 万円。控除対象外消費税以外の雑損処理 1,300 万円である。今期の黒字により過年度未入金を一挙に処理したのではないか。

< 管理部長 >

未入金をいわゆる不納欠損処理したわけではない。2 月、3 月の診療報酬の査定減分である。

< 眞継委員長 >

雑損処理に含まれる過年度未収金とは。

< 管理部長 >

2 月、3 月の診療報酬は 2 ケ月遅れで確定するので年度が変わる。請求金額と査定金額とは数百万円 / 月の差が生じる。診療報酬の請求額と確定額の差を経理上

処理しているだけのものである。個人の滞納を処理したわけではない。

< 眞継委員長 >

債権放棄はしていないことになるのか。

< 管理部長 >

そうである。

[ 理事者退室 ]

~ 11 : 55

< 休憩 11 : 55 ~ 13 : 00 >

( 2 ) 第 10 号議案 平成 23 年度国民健康保険事業特別会計決算認定

[ 理事者入室 ] 環境市民部

< 環境市民部長 >

あいさつ

< 保険医療課長 >

資料に基づき説明

~ 13 : 21

[ 質疑 ]

< 苗村委員 >

特定健診受診者数が国保運営協議会での説明と異なるが理由は。

保険料賦課に係る基準所得は。

H22 決算審査において、議会が付した決議の反映は。未納徴収専門嘱託職員への研修強化と若年層への啓発。

< 保険医療課長 >

国保運営協議会資料では国への報告基準として人間ドックを含めた数。決算は費目ごとに説明なので人間ドックを含めていない。

H23、874,134 円 / 世帯、491,705 円 / 1 人。H24、844,958 / 世帯、483,977 / 1 人。

徴収員へは 4 回 / 年。その都度国保制度の理解を深める研修や、徴収員 11 名の情報交換等を行っている。

< 苗村委員 >

研修の成果はどうであったか。収納率は下がったが。

< 保険医療課長 >

収納率向上の取り組みは地道に継続するしかないと考える。収納率は下がったが料率の改定等もあり保険料額としては確保できたと考える。研修が収納率にどの程度反映したかを算定するのは難しいが、相談を基本にきめ細かに対応することが重要と考える。

< 中澤委員 >

未納徴収専門嘱託職員の勤務形態等は。

< 保険医療課長 >

週 2 回の登庁を最低基準としている。休日、夜間に関わらず訪問を行い徴収に当

っている。11 名を町を基本としたブロック分けをしている。均等になるよう配慮はしているが徴収員によって徴収すべき滞納額に差はあり、徴収額にも差が生じている。収納率の状況を含め、徴収員間で情報交換も行っているが、収納率は低下しているので、さらに工夫し取り組む必要があると考えている。

< 中澤委員 >

報酬体系は。

< 保険医療課長 >

基本給 + 能率給（徴収金額、件数、口座振替獲得数）。

< 苗村委員 >

昨年の決算審議に係る指摘要望事項として若年層への啓発を求めている。年代別の滞納状況等は。

事項別明細書 P249、一部負担金等軽減特例措置分について内容は。減免の適用状況は。

< 保険医療課長 >

滞納者世帯の年齢区分は資料を持ち合わせていない。後程確認したい。

前期高齢者の一部負担金は医療費の 2 割である。財政措置として国から 1 割分を受け取ることができる。現物給付分は療養費等で支給を受けるが、この部分は市役所窓口で現金給付をした療養費（コルセット、鍼灸マッサージ等）部分である。委員指摘の一部負担金の減免は本市では例がない。

< 苗村委員 >

若年層滞納者の資料を求めたい。前年度に若年層への啓発強化を指摘している。このことへの対応はどうか。

< 保険医療課長 >

滞納者のうち若年層のみを対象とした事業は行っていない。収納率向上については、滞納額が高額にならないように早期の対応に努めている。

< 眞継委員長 >

若年層への啓発強化は平成 22 年度の決算に係り議会が決議したものである。基本的に予算として事業に反映できるのは平成 24 年度からになると考える。平成 23 年度事業としては十分な対応がされないとも予想できるが。

< 環境市民部長 >

予算的には委員長指摘のとおりであると考えている。しかし、若年層に限定して啓発強化に取り組むことは難しいとも感じる。焦点を置いて取り組むことは必要であろうが、全体を対象とした啓発の中で対応していきたい。

< 保険医療課長 >

若年層を対象とした取り組みとしては成人式でのチラシを配布していることが挙げられる。

< 苗村委員 >

若年層への啓発は前年度の事務事業評価において指摘している。執行部が指摘に対応していないことに疑問を感じる。若年層に関する指摘が生じた原因は制度への理解などが不足していることを課題と感じたからである。議会意思を事業に反映していないことに疑問を感じる。

< 中澤委員 >

昨年度の決算審査で年齢別の収納率は示されていたのか。若年層の収納率が低い事実があったのか。

< 苗村委員 >

議会の事務事業評価に対する対応を質疑しているのである。

< 吉田委員 >

年代別の収納率は把握しているのか。

< 保険医療課長 >

確認が必要である。

< 吉田委員 >

被保険者を年齢別に集計すればいいのではないか。少なくとも議会の指摘に対する対応として、若年層の収納率は調査しておく必要はあったのではないか。資料提出できないか。

< 保険医療課長 >

保険料は世帯主が納付義務を負う。世帯主の年代ならば把握は可能であるが加入者全体として定義するのは難しいと感じる。滞納世帯の精査ならば可能であろう。

< 吉田委員 >

昨年の事務事業評価は収納率対策を対象とした。納付義務者の年代別資料で足る。

< 眞継委員長 >

納付義務者の年代別把握は可能か。

< 保険医療課長 >

整理する事項はあるが可能である。

< 眞継委員長 >

資料提出を求める。

< 全員了 >

～ 13 : 50

### ( 3 ) 第 15 号議案 平成 23 年度後期高齢者医療事業特別会計決算認定

< 保険医療課長 >

資料に基づき説明

～ 13 : 57

[ 質疑 ]

< 苗村委員 >

6 件の短期証交付者について、医療機関にかかれない特別な状況等はあるか。

< 保険医療課長 >

短期証交付者には納付相談、分納指導等を行っている。納付分納の誓約が履行できていないので短期証を交付している。通常の保険証と同じく医療機関へはかけられる。

< 苗村委員 >

短期証の発行基準は広域連合で統一されているのか。

< 保険医療課長 >

規約で定められており基本的に統一されている。本市では呼び出しや、徴収員による訪問等を行っている。

～ 14 : 00

< 休憩 14 : 00 ～ 14 : 10 >

( 4 ) 第 9 号議案 平成 2 3 年度一般会計決算認定

< 環境市民部長 >

各課の担当事業の概要説明

< 担当課長 >

資料に基づき順次説明 ( 歳出 )

~ 1 4 : 5 0

[ 質疑 ]

< 山本委員 >

P64、環境保全対策経費、不法投棄監視カメラシステムについて設置場所及び効果等は。

< 環境政策課長 >

従前からの 1 台は京都自動車縦貫道篠 I C へのアクセス道路南側付近、新規設置は保津町地内の予定。河川占用等の手続中である。

< 山本委員 >

効果は。

< 環境政策課長 >

検挙等の例はない。カメラ設置場所では新たな不法投棄は発生していない。

< 山本委員 >

要望等があればカメラの設置場所は変更できるのか。

< 環境政策課長 >

高価な機器であるので新規購入は難しい。現在の設置場所で一定の効果が安定して継続すれば、新たな場所へ設置替えすることもある。

< 明田委員 >

P64、環境対策事務経費、みどりの郷広場に係る管理業務について委託先及び予算との差は。また、広場の使用状況及び必要性は。

< 環境政策課長 >

予算額と同等の決算である。委託業者は亀岡メンテナンス。広場はグランドゴルフ等で頻繁に利用されており好評と認識している。

< 明田委員 >

本経費に含まれる委託料以外の経費内容は。

< 環境政策課長 >

光熱水費、トイレトーパー等の消耗品などである。

< 中澤委員 >

P64、環境保全対策経費、不法投棄等の監視に警察 O B を雇用している。勤務形態は。

同じく、不法投棄パトロール等の委託料積算根拠は。

P 65、アユモドキ保全協議会に対する貸付金の内容は。

< 環境政策課長 >

日中に市職員とペアで監視活動を行う。

市内を 2 ブロックに分け委託。シルバー人材センター及び N P O 亀岡人権交流センター、2 人が週 2 回で 47.6 週と 52 週、軽トラック等の原材料費を含む。

東別院町は廃棄物処理施設が集中していることから自治会に土・日曜日及び夜間のパトロールを委託。72 日間実施いただいている。

協議会の活動は国費による補助を主としているので、年度末に交付されるまでのランニング資金として貸し付け、返済いただいている。

< 中澤委員 >

不法投棄パトロールは通報があった現場を中心にするのか。

< 環境政策課長 >

頻繁に不法投棄される場所は限定されており巡回、パトロールを行う。通報があればもちろん対応する。

< 苗村委員 >

P64、環境対策事務経費、事項別明細書 P97 ではテレビ受信料が上がっているが内容は。

P64、環境保全対策経費、悪臭の苦情処理件数に旭町における例は含まれているのか。

< 環境政策課長 >

情報収集等の目的で庁舎部長室内に設置しているものである。

含まれていない。

< 吉田委員 >

住民票等の自動交付機を庁舎に設置する理由がわからない。窓口の人員を削減できた等の効果があるのか。

P64、環境保全対策経費、苦情の受理、処理について、処理の定義はなにか。

< 市民課長 >

利用は少ない。窓口が混雑する場合は職員が案内することもある。自動交付機による H23 年度の交付率は住民票 7.24%、印鑑証明 31.19%。

< 環境政策課長 >

対応した件数である。根本解決した数ではない。

< 吉田委員 >

自動交付機について効果がない。庁舎に来られる市民は窓口で対応できる。庁舎外に設置して利便性向上を図るべきではないか。将来的にはどうか。

< 市民課長 >

窓口対応できない夜間、休日等に交付する役割もある。紙詰まり等のメンテナンスは職員が対応しており庁舎外への設置の課題でもある。一般質問でのコンビニ交付については導入を見据えて研究したいと考えている。

< 吉田委員 >

コンビニ交付は別の課題として取り組まれない。銀行 A T M ならば業者が対応している。自動交付機の目的が人件費コストの削減及び市民の利便向上ならばたいした効果がないと考える。

< 市民課長 >

研究したい。

< 立花委員 >

P64、環境保全対策経費、水質検査の結果を資料提出されたい。

アユモドキ関連の経費、経費効果が示された説明をされたい。生息数でどのくらい増加したのか。

< 環境政策課長 >

検査結果の詳細な数値は環境白書において報告している。検査について、一般項目 35 定点として鵜ノ川他 19 河川を 5 月、11 月の 2 回実施。重金属類 9 定点として鵜ノ川他 9 河川を 7 月、9 月、1 月、3 月の 4 回実施。その他地元要望等に

より砂川、法貴谷川等で実施。

外来魚駆除などの対策を講じなかった場合を想定すると一定の効果があったと言えるが、生息数等で明確に表すのは困難と考える。

<立花委員>

環境白書への記載の有無は質疑していない。本分科会への資料提出を求めている。提出の可否を答弁されたい。

単年度での生息数変化を質疑しているのではない。事業の効果を報告願いたい。

<眞継委員長>

水質検査に係る資料提出は可能か。

<環境市民部理事>

水質検査の結果を記載した環境白書は各議員に配付させていただいていると考えるが、平成 24 年度の環境白書で反映される。

<立花委員>

環境白書の提供を求めているのではない。水質検査の結果のみを資料提出されたい。予算執行の結果として水質検査委託料で行った検査の結果を提出されたい。

<環境市民部理事>

水質検査の結果数値は環境白書により提供することになるが、水質検査結果の資料が必要ならば、同様の内容となるが提出する。

<立花委員>

決算審査を行っている。税がどのように使われ、どのような効果を発揮したかを審査するのが本委員会の役目である。水質検査の結果ならば以前は資料集に掲載されていた。水質検査結果の資料提出を求めている。環境白書の提供は求めている。

<環境政策課長>

平成 24 年度環境白書として数値を反映したものを作成する。

<環境市民部理事>

資料提出する。

<環境政策課長>

アユモドキの保全・保護について、平成 21 年度から 3 年間環境省の補助金を受け実施している。取り組みの発端は外来魚の捕食等により生息数が激減したことである。中山池での外来魚駆除釣大会等を行っている。現在では一時の危機的な状況は抜け出せたと考えている。今年度から文化庁の補助に変わるが、引き続き外来魚駆除、生態調査、人口孵化等の取り組みを行う。

<山本委員>

住民票等自動交付機の維持管理経費は 1,100 万円 / 年であるが、市民の利用は少ない。人件費を含めたコストが多額であり、この観点からもコンビニ交付を早期に研究し、市民の利便向上に取り組まれない。

<吉田委員>

アユモドキの保全・保護に関し、外来魚の駆除数等が事業の成果、効果として示せるのではないか。

<酒井副委員長>

P64、環境保全対策経費、不法投棄等の監視のため警察 O B を雇用しているが、警察 O B である必要性は。警察との連携のためか。広範囲をカバーできる点で郵便局と連携している他自治体の例もあるようであるが。

同じく、パトロール委託先としてシルバー人材センター及び N P O 亀岡人権交流センターを選定した理由は。

< 環境政策課長 >

現在雇用している者は警察退職後、府保健所に勤務されていた。事件性のある事案も想定されることから、一定の経験を有している者が望ましいと考えている。郵便局とは不法投棄等を発見した場合に通報いただくことを協定している。緊急雇用対策事業の関係で開始したことが継続している。

< 酒井副委員長 >

不法投棄を発見した場合の通報窓口があれば、市民の協力を得られるのでは。不法投棄 110 番のような取り組みもあるが。委託先が 2 事業者でなければならない理由はないと考える。将来も継続して同事業者に委託するのか。

< 環境政策課長 >

P64、苦情等の受理件数のうち不法投棄に関するものが 253 件あり、対応している。本年度も同事業者に委託している。今後も継続することが予想される。

< 環境政策課長 >

アユモドキの保全・保護に関し事業効果としての外来魚駆除数は、ブラックバス 524 匹、ブルーギル 697 匹。

< 酒井副委員長 >

苦情の処理件数は質疑していない。市民との協働のため不法投棄の通報窓口を設ける考えはあるか。不法投棄のパトロールを 2 事業者に委託し続ける理由は。

< 環境政策課長 >

苦情の処理件数は市民から通報いただいた事案である。環境政策課が窓口となり受け付けている。継続して業務を委託していることから、2 事業者は不法投棄が発生しやすい場所の把握などパトロールに必要な経験を有している。変えなければならない積極的な理由はない。

< 酒井副委員長 >

P64 に記載される苦情処理件数が市民からの通報分であるならば、囑託職員やパトロール業務委託での事業効果はなにか。

< 環境政策課長 >

資料を手元に持ち合わせていない。

< 眞継委員長 >

先ほどの立花委員の水質検査に係る資料要求について、環境白書として数値報告がなされると理解しているが、決算審査に関わり資料要求をしているので、同内容であっても対応されたい。

< 明田委員 >

決算審査など議会審議に関わる資料は、議長を始め各段階において充実を求めていることであり十分認識され、可能であればできるかぎり事前に提出願いたい。また、委員会内で委員から資料要求があれば積極的な姿勢で対応されたい。

< 立花委員 >

P66、国民健康保険事業特別会計繰出金について、ルール外の繰り出しを恒常的に行うべきではないか。

< 保険医療課長 >

国民健康保険財政は非常に厳しいが、国において繰り出しのルールが定められてお

り、ルール外の繰り出しはむやみに行うべきでないを考える。

< 立花委員 >

被保険者の脆弱な経済状況から、府内他自治体でも 2 / 3 程度がルール外の繰り出しを行っている。検討すべき。

< 保険医療課長 >

被保険者にとって保険料負担が大きいこと、府内他自治体での例も認識している。しかし、本市は基本的に、国民健康保険について国の責任において基盤を強化すべきとの考えを持っており、そのことの要望等を行っていく。被保険者の状況も考慮するが、繰り出しルールが定められている意味も十分認識すべきと考える。

< 苗村委員 >

P72、塵芥処理事務経費、指定ごみ袋の昨年比販売状況は。合計額で前年比増ということであるが、比例してごみの焼却量も増加したのか。要因は。

P73、医王谷埋立処分場維持管理経費、施設修繕料の内容は。また、今後の見通しは。また、先の曽我部町豪雨の影響は。

< 環境クリーン推進課長 >

店舗で売買されたごみ袋である。対 22 年度比、大 1% 減、中 0.4% 増、小 0.4% 増、最少 0.4% 増。販売に係る手数料収入で総額 0.4% 増である。ごみの焼却量は 0.2% 増である。府内担当課長間で情報交換等もしているが、全体的に概ね H20 ~ H21 前後が最も処理量が少なく、その後は横ばい傾向にあり、本市もその傾向がある。本市において昨年度 0.2% 増加したことの原因は特定できていない。水処理を行っており、パッキン、フィルター等の交換が必要となり、定期的な整備保守に関するものである。

今後の見通しであるが、H18 に法令により最終処分場の廃止について厳しい基準に変わった。医王谷においては保有水、放流水、上下流の地下水、場内ガス発生状態等のモニタリングを続けている。基準値内で収まっているが、用途を廃止するためには保有水を処理せずに放流できるレベルまで安定化することが求められる。また、地盤や地中からのガスの安定等も必要。今後も時間がかかると考える。150 mm / h の雨量に耐える調整池を水処理施設の下流に設けている。当該豪雨後に堰堤等確認したが問題はなかった。

< 苗村委員 >

安定化するまでの用途は。

< 環境クリーン推進課長 >

時間の経過による安定化を待つしかない。法が厳格化されて以後、全国的に用途を廃止できた例は少ない。

< 立花委員 >

ごみ袋作成料と販売手数料の差が 1 億 400 万円程度ある。販売手数料においてごみ処理費用が賄われている旨の決算説明をすべきではないか。手数料収入がごみ処理経費の財源であることを明確にすべき。

P74、資源化率 15.54% の積算方法及び資源化促進の方向は。

< 環境クリーン推進課長 >

販売手数料は、ごみ袋の有料制導入時にも集団回収報奨金や生ごみ処理機の補助金等に充てることとして議会で答弁も行われている。会計処理上は手数料として処理しているが、予算時の説明でも政策的には報奨金や補助金に 1,850 万円、その他を桜塚工場運転管理経費に充てているとしている。

本市で収集、処理したごみの総量に対し、使用済み乾電池、廃蛍光管、缶・ビン、

リサイクルに充てた不燃性粗大ごみ、ペットボトル、集団回収品等の合計の割合が 15.54%である。

< 立花委員 >

販売手数料がごみ処理費用に充てられている旨を主要施策報告書に明記すべき。資源化に関する目標数値はあるのか。今後のごみ処理は分別、資源化が重要と考える。市が方針を持つべきと思うが

< 環境クリーン推進課長 >

ごみ処理手数料を有効に活用して施策を進めている旨の広報に努めたい。会計上、歳入について特定の事業に充当する仕組みがないため現在の記載となっている。第 4 次総合計画で 17.5%を目標と定めている。また、今年度ごみ処理基本計画の見直しを行い、目標達成のためのプロセスをさらに検討している。なお、昨年度の議会決議に基づきプラスチック類の資源化研究も進めている。

< 吉田委員 >

ごみ減量に関わり、分別の種類を増やす方向にあるのかかもしれないが、それが真に市民にメリットがあるのか検討されたい。廃プラスチックについても、本市が自治体規模としてサーマルリサイクルが困難なことは認識しているが、リサイクルが有効なのか検討すべき。分別は市民にとっては手間でありコスト、税負担にも匹敵することである。それらの認識のもとに検討されているのか。

< 環境クリーン推進課長 >

分別の拡大には市民の合意のもと実施する必要がある。廃プラスチック類のリサイクルについては議会の決議をもとに、市民の負担も考慮して、ごみ処理基本計画のなかで検討していきたい。

< 吉田委員 >

本市のごみ処理にとって最適なものを研究されたい。要望。

< 立花委員 >

ペットボトルのステーション回収を求める市民意見も多い。分別種類の拡大だけでなく利便の向上という要素も含んだ昨年の議会決議である

< 環境クリーン推進課長 >

様々な意見をいただいております、それらを含めて検討したい。

< 明田委員 >

火葬場について、1 日の処理量を上回る状況は生じているのか。他市で処理した例も聞いたが。

< 環境政策課長 >

1 日最大 6 件の受け入れが可能。受け入れできないため他市へ受け入れを依頼したことはない。今年度現在までに 5 件以上受け入れた日は 9 日。

< 酒井副委員長 >

P74、クリーンかめおか推進会議補助金はどのような活動に充てられているのか。

< 環境クリーン推進課長 >

街頭啓発活動、環境フェスタ、子どもの絵画等の募集、推進会議委員の視察費用等である。

< 酒井副委員長 >

啓発物品に要する費用は。

< 環境クリーン推進課長 >

詳細な資料を持ち合わせていない。

< 酒井副委員長 >

啓発物品の配布やフェスタ等での映画の上映、講演などの手法は他の事業とも共通するものであろう。事業費が大きいことと啓発事業は効果が測定し難い課題がある。前例を踏襲せず効果的な事業手法の検討を願う。要望。

< 中澤委員 >

エコトピア亀岡の延命状況は。

< 環境クリーン推進課長 >

現在で 16 月分の延命化が達成できている。

< 中澤委員 >

開設以来の 5 年で、16 月分延命化できたならば、事業計画期間から考え、計画期間全体では 4 年分程度延命化できることになる。

< 環境クリーン推進課長 >

経済状況等も影響するであろうが、ごみ処理基本計画等充実をしながら適正処理と延命化に努める。

< 立花委員 >

P77、し尿処理経費に関わり、下水道の普及との関係で業務の見通しは。

< 環境クリーン推進課長 >

公共下水道の延伸、農業集落排水の整備等により汲み取り世帯は減少する。しかし、様々な事情により下水道接続されない世帯もある。総量は減少するが現状での適正な処理は必要とされるところである。若宮工場は生し尿と浄化槽汚泥を処理するが、両方の割合等もあり適切に処理できるよう工夫して運転している。施設の老朽化はあるが適正運転が維持できるよう計画していきたい。

< 立花委員 >

汲み取り世帯に対する、下水道接続促進の取り組みは。

< 環境クリーン推進課長 >

下水道地域での汲み取り世帯については、し尿収集時に接続奨励のポスティングを行っている。下水道事業においても普及の取り組みをしていると考える。

< 眞継委員長 >

確認である。P75、粗大ごみ処理経費における破砕機整備補修について、今定例会で先行議決したバケットコンパクタと同一ではないのであるな。

< 環境クリーン推進課長 >

別の機械である。本機械はガラパゴスと呼ばれるもので、粗大ごみを金属歯車に投じて破砕する機械である。バケットコンパクタは埋め立て地の整地、埋め立てごみの破砕・転圧に使用するものである。

< 苗村委員 >

P78、緊急雇用創出事業経費について、環境基本計画に係る調査事業において雇用した人数等は。

< 環境政策課長 >

環境基本計画策定の基礎資料作成のための水生生物調査である。新規雇用者 5 名を採用し、延べ 303 日の雇用を創出した。

< 山本委員 >

P79、消費生活対策経費、わが家の悪質商法撃退マニュアルの作成及び全戸配布は次年度も継続されるのか。

同じく、中学生向け啓発冊子の活用状況は。

< 市民課長 >

補助事業が H24 年度で廃止されるので、H25 年度以降の事業は検討中である。

中学校に配付し啓発を依頼したが、授業において使用されたかどうかまでは確認していない。

< 山本委員 >

H24 年は作成されるのか。

< 市民課長 >

作成する。

< 吉田委員 >

補助金が廃止されれば、市の事業も廃止するのか。

< 市民課長 >

国等の状況を鑑みながら、効果的に事業実施できるよう検討する。

~ 16 : 11

< 担当課長 >

資料に基づき順次説明（歳入）

~ 16 : 22

[ 質疑 ]

なし

[ 理事者退室 ]

散会 ~ 16 : 23